

報告第11号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年9月1日提出

天理市長 並 河 健

専決第12号

専 決 処 分 書

令和2年6月8日午後3時20分頃天理市富堂町300番地11の天理市立メディア
カルセンター敷地内駐車場で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下
記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例
(昭和47年3月天理市条例第25号)第2号及び第3号の規定により、専決処分
する。

令和2年7月17日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 263,560円